

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	上下水道基本料金等助成事業 (上下水道事業分)	①物価高騰の影響を受けている市上下水道契約者に対し、上下水道基本料金4ヶ月分を減免する。(※3月分の減免はR7実施計画計上) ②上下水道基本料金3ヶ月分(4～6月分)の減免及びその他関係経費 ③上下水道事業への補助金 (1)上下水道基本料金減免 合計247,500千円 上水道 ひと月あたり 50,000千円×3か月＝150,000千円 下水道(農業集落排水含む) ひと月あたり 32,500千円×3か月＝97,500千円 ※口径により単価が異なるため、R7.10月の実績総額より算出。 (2)事務費 合計8,249千円 システム改修(委託料) 7,425千円 人件費(時間外勤務手当) 824千円 ④市内の上下水道契約者約46,500件(公共施設除く。)	R8.4	R8.6
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	小中学校給食費無償化	①近年の物価高騰の影響に伴い、本市に住居している児童生徒(小中)を対象に学校給食費(食材費)を無償化する。小学校分は、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当する。また、無償化の恩恵を受けられない児童生徒(アレルギー等)に対する給食費相当額補助金を支給する。 ②(1)小中学校給食費 617,903千円 (2)アレルギー給食費相当額補助金 23,000千円 ③(1)学校給食費(学校給食物資調達等委託料) 617,903千円 小学校317円×6,321人×192日＝384,721,344円 中学校395円×3,107人×190日＝233,180,350円 (2)アレルギー給食費相当額補助金 23,000千円 市内小中学校における非喫食者分 (小学校317円×44人×187日)+(中学校395円×82人×187日)＝8,665,206円 市内在住で校区外の小中学校に通学する児童分 (小学校317円×12人×187日)+(中学校395円×185人×187日)＝14,376,373円 合計23,041,579円≒23,000千円 ④市立小学校15校、市立中学校6校に通学する児童生徒。市内に住居登録し、市外小中学校に通う児童生徒。※教職員を含まない。	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	私立保育所等給食費補助金	①物価高騰に伴う食材料費の値上がりによる保護者の負担を軽減するため、市内の教育・保育施設を利用する3歳児から5歳児の副食費の一部を補助する。 ②私立保育所等給食費補助金 31,383千円 ③対象児童1人あたり月額1,400円×年間在籍延べ児童数見込 22,416人 ＝31,382,400円 ④対象児童(延べ見込)22,416人	R8.4	R9.3